

# 岐阜県からのお知らせ

## 福祉医療費助成制度の請求方法が変わります

令和8年4月より、県・市町村が実施している福祉医療費助成制度の「福祉医療費助成金請求書」を廃止し、請求方式を下記のとおり変更します。

<請求方式の変更の対象となる制度>

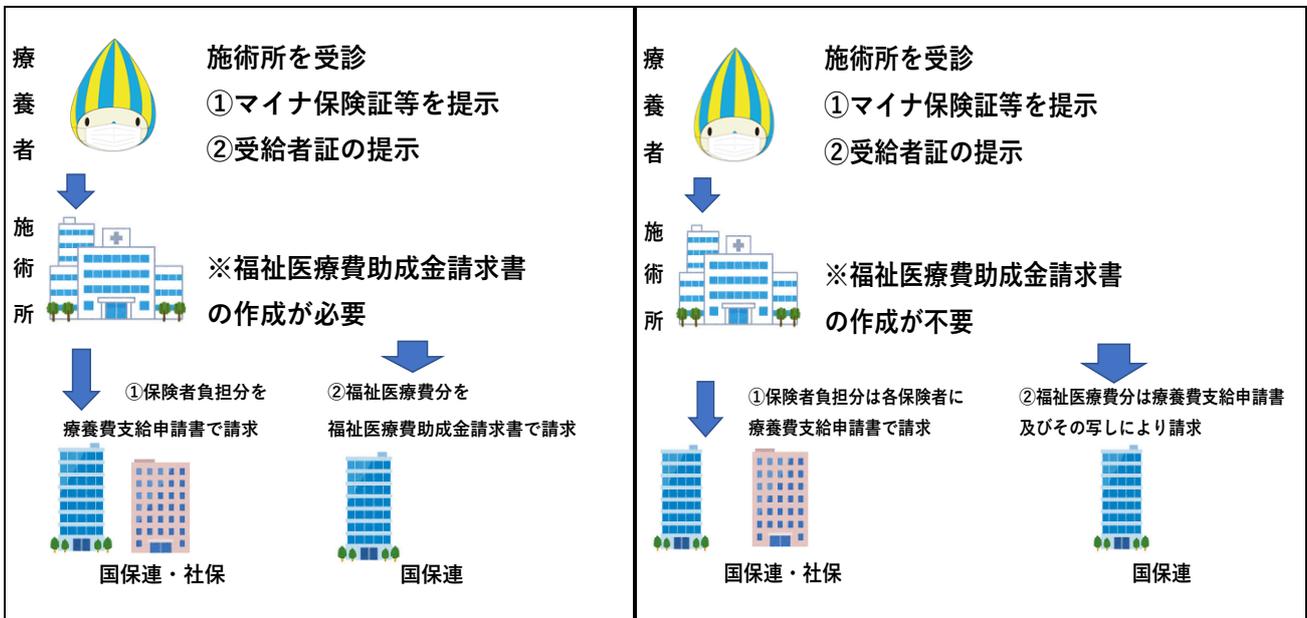
乳幼児・子ども医療費助成（市町村単独実施分含む）

重度心身障害者医療費助成、父母子家庭医療費助成

※「福祉医療費助成金請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度が対象

令和8年3月施術分まで

令和8年4月施術分から



施術所のみなさまへお願い

①令和8年4月以降は、新しい「受給者証」の確認をお願いします。

・受給者には令和8年3月までに、新たに受給者番号を記載した新しい受給者証が送付されますので4月以降は必ず新しい受給者証で番号等をご確認願います。

・なお、令和8年3月施術分までは、従前どおり福祉医療費助成金請求書を用いて、国保連に請求願います。

②福祉医療費の施術所への支払いについては保険給付分の支払いと同日となります。

（令和8年4月施術分の福祉医療費の支払いは令和8年6月払いとなります。）

③請求方法が変わりますので準備をお願いします。

制度全般に関する問合せ先 岐阜県国民健康保険課 058-272-8346

請求事務に関する問合せ先 岐阜県国民健康保険団体連合会 保険者支援課調整係

058-214-2973